4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　配置予定管理技術者の経験及び能力
⑵　配置予定照査技術者の経験及び能力
⑶　業務への取組姿勢
⑷　参考見積
5　手続等
⑴　本件調達は、設計業務と施工管理業務を一括して調達する方式により実施するものである。
⑵　担当部署
〒950―0917 新潟県新潟市中央区天神１―１　東日本高速道路株式会社　新潟支社　技術部調達契約課　平井　和道　電話025―241―5116
⑶　契約図書の交付期間等
イ　交付期間　平成29年10月27日（金）から平成29年11月28日（火）まで
ロ　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑷　参加表明書の提出期限、場所及び方法
イ　提出期限　平成29年11月28日（火）16時00分
ロ　提出場所　上記⑵に示す担当部署
ハ　提出方法　手続き開始の公示（説明書）に基づき参加表明書を作成し、提出期限内に郵送（締切日必着で書留郵便又は信書便に限る）すること。
⑸　技術提案書の提出期限、場所及び方法
イ　提出期限　平成30年２月19日（月）16時00分
ロ　提出場所　上記⑵に示す担当部署
ハ　提出方法　手続き開始の公示（説明書）に基づき技術提案書を作成し、提出期限内に郵送（締切日必着で書留郵便又は信書便に限る）すること。
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　必要
⑶　契約書の作成　必要
契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「ＣＥＣＴＲＵＳＴ」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。
⑷　支払条件
イ　前金払
①　設計業務　請負代金額が300万円以上の場合には「有」、300万円未満の場合には「無」とし、「有」の場合は本契約の相手方は調査等請負契約書第34条第１項に基づき前払金の請求をすることができる。
②　施工管理業務　無
ロ　部分払
①　設計業務　無
②　施工管理業務　有
⑸　上記２⑵に掲げる競争参加資格（調査等）の認定を受けていない者も上記５⑷により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　技術提案書のヒアリングを実施する。
⑺　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Concrete slabs replacement design of the Nakanoshima Bridge on the Kan-etsu Expressway and three other Bridge, and Seismic retrofit design of the Nakanoshima Bridge on the Kan-etsu Expressway ; Construction managing operation of Concrete slabs replacement and pier reinforcement work by Yuzawa Operation Office
⑶　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 28 November 2017
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 19 February 2018
⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Kazumichi Hirai, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited, 1―1, Tenjin, Chuo-ku, Niigata city, Niigata 950―0917 Japan TEL 025―241―5116

資　格

競争参加者の資格に関する公示

「平成29―31年度　新町川橋下部（その１）工事」及び「平成29―31年度　新町川橋下部（その２）工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成29年10月27日
四国地方整備局長　平井　秀輝
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事名
A　平成29―31年度　新町川橋下部（その１）工事
B　平成29―31年度　新町川橋下部（その２）工事
2　工事場所
A　徳島県徳島市東沖洲地先から新町川
B　徳島県徳島市新町川から津田海岸町地先
3　工事内容
A　工事延長　Ｌ＝140m、鋼管矢板基礎　１式、ＲＣ橋脚工　１式、仮設工　１式
B　工事延長　Ｌ＝150m、鋼管矢板基礎　１式、ＲＣ橋脚工　１式、仮設工　１式
工期　A　平成32年２月28日まで
B　平成32年２月28日まで
4　申請の時期
平成29年10月30日から平成29年11月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成29年11月30日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年10月30日から　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061（代）において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
２）６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年10月27日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。
１）四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。